二　第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載したとき。

三　第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（事業計画の承認の申請） **第四条**　（略） ２　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第九号ロにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ホ　（略） 十～十二　（略） ３　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ト　（略） 十～十二　（略）	（事業計画の承認の申請） **第四条**　（略） ２　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第九号ロにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ホ　（略） 十～十二　（略） ３　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～八　（略） 九　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ハ～ト　（略） 十～十二　（略）
（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）	（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第六条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）	（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第三十条の七**　（略） ２　（略） ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。 一・二　（略）